

議案第64号

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成13年さいたま市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表				別表（第2条関係） 退職報償金支給額表		
階級	勤務年数			階級	勤務年数	
	[略]	30年以上 <u>35年未満</u>	35年以上		[略]	30年以上
団長	[略]	[略]	1,079,000円	団長	[略]	[略]
副団長			1,009,000円			
分団長			949,000円			
副分団長			909,000円			
部長及び班長			834,000円			
団員			789,000円			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。